

「悪質商法」に御注意！

令和4年度 **高齢者被害 特別相談**

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。
来所される場合は、予約制となっておりますので、事前に御連絡ください。

日時： 令和4年9月15日(木)・16日(金)

9時～16時 ※金曜日は電話のみ19時まで

対象： 市内在住、在勤、在学の65歳以上の方
御家族等からの御相談もお受けします。



相談専用電話

(044) 200-3030

実施機関名：川崎市消費者行政センター

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

(案内図：裏面参照)

《実際にあった相談事例》

- ◆ 自宅に「何でも買い取る」と事業者から電話があり、その後訪問を受けたが、強引に金のネックレスを買い取られた。返して欲しい。
- ◆ 突然来訪した事業者に「雨どいが壊れている。火災保険を使って修理しないか。」と誘われ、補修工事の契約を締結したが、工事をやめたい。
- ◆ 1回だけのお試しのつもりで健康食品を注文したら、また同じ商品が届き、事業者へ連絡をすると、定期コースなので返品はできないと断られた。



川崎市消費者行政センターでは悪質商法被害未然防止や消費者行政センターの周知のため、チラシ、リーフレット、パンフレット等を発行しています。HPから見ることもできますので、是非御活用ください！

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-6-8-0-0-0-0-0-0-0.html>